

提出日：平成28年9月23日

担当部・課：復興政策部復興政策課〔内線4216〕

産業部商工課〔内線3526〕

建設部道路課〔内線5643〕

① 件名
穀町大通り会所有の街路灯の寄附について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 穀町大通り会所有の48基の街路灯について、商店の廃業や市施設の建設計画に伴う転居等による会員の減少により穀町大通り会が解散する予定となり、街路灯の維持管理が困難となったため、穀町大通り会から本市に対し寄附の申し出があった。 【目的】 市が街路灯の維持管理を引き継ぐことにより、今後も穀町大通りに係る歩行者の夜間通行時の交通安全が図られる。また、石巻駅周辺の市街地整備事業や付近の防犯上の側面からも重要な街路灯と認められることから寄附を受けるもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 石巻市寄附採納事務取扱規程（平成17年4月1日訓令第46号） 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
昭和53年 穀町大通り会で街路灯の設置 平成26年4月 穀町大通り会から商工課へ寄附の相談 平成26年5月 関係者・関係機関調整 ～平成28年3月 平成28年4月 穀町大通り会から道路課へ寄附の相談
⑤ 主な内容
穀町大通り会所有の48基の街路灯と会の解散に伴う余剰金について寄附を受ける。 1 寄附街路灯設備内容 LED電球2灯／基×48基 2 寄附金 穀町大通り会の解散に伴う余剰金

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【効果】 穀町大通り会所有の街路灯48基を市が引き継ぐことにより、市の中心部の夜間の安全性が保たれ、安全安心な街づくりが図られる。</p> <p>【費用】 年間電気料 184,551円（平成27年度実績）</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
なし
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
平成28年10月 寄附（※寄附採納後、県東部土木事務所へ占用変更届を提出）
⑨ その他
<p>(1)街路灯修繕に係る補助金の取扱いについて 街路灯は、全国商店街振興組合連合会の平成23年度実践活動事業（災害復旧・アーケード撤去事業）補助金を活用し、電球（LED電球へ交換）付替え工事を行っている。 この事業で整備した電球は、財産ではなく消耗品にあたり、譲渡についての制限はないことを確認している。</p> <p>(2)寄附の取扱いについて 穀町大通り会が所有する街路灯は、石巻市立病院や市施設建設計画上の道路に設置されていることから、石巻駅前周辺の市街地整備事業の一環として寄附を受けるものであり、今後、他の商店街からの街路灯の寄附の申し出に対応するものではない。</p>